



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1122	平成25年度地籍調査事業計画の一部変更	(地域政策課).....	1
1123	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	2
1124	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(").....	2
1125	"	(").....	3
1126	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	3
1127	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	3
1128	指定自立支援医療機関の指定	(").....	4
1129	"	(").....	4
1130	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	4
1131	大規模小売店舗立地法による有田市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	5
1132	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課).....	5
1133	第五種共同漁業権に係る遊漁規則の認可	(資源管理課).....	5
1134	公共測量の実施	(技術調査課).....	6
1135	道路の区域変更	(道路保全課).....	7
1136	"	(").....	7
1137	道路の供用開始	(").....	7
1138	宅地建物取引業法による聴聞	(公共建築課).....	8

○ 選挙管理委員会告示

89	政治団体の届出事項の異動の届出	8
90	参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	8

○ 公告

	都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	11
	"	(").....	11
	"	(").....	12

○ 監査公表

	監査公表第19号	13
--	----------	-------	----

告 示

和歌山県告示第1122号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成25年度地籍調査事業計画(平成25年和歌山県告示第380号)の一部を、次のとおり変更した。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項 目	変 更 前	変 更 後

調査地域	郡市名	伊都郡	伊都郡
	町村名	九度山町	九度山町
	調査地域名	大字北又の一部 大字中古沢の一部 大字東郷の一部	大字北又の一部 大字中古沢の一部 大字東郷の一部 大字上古沢の一部

和歌山県告示第1123号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年10月22日まで縦覧に供する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成25年8月22日

2 名称

特定非営利活動法人げんき倶楽部はしもと

3 代表者の氏名

岸田昌章

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市橋谷859番地の39

5 定款に記載された目的

この法人は、広く地域住民に対して、各種生涯スポーツ振興に関する事業を行い、青少年の健全育成、住民の健康増進を図るとともに、地域住民の絆を強め、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1124号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年10月15日まで縦覧に供する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成25年8月13日

2 名称

特定非営利活動法人漂探古道

3 代表者の氏名

宇井正

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市中辺路町栗栖川208番地

5 定款に記載された目的

この法人は、熊野地方の歴史を学び郷土文化の伝承発展に努め自然を守り包容力豊かな風土を育てる

事を本義とし、それに係わる様々な活動を通じて、地域発展に寄与する事業の創造と地域の活性化を目的とする。

和歌山県告示第1125号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年10月28日まで縦覧に供する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年8月26日

2 名称

特定非営利活動法人きのくに広域適応教室さくら

3 代表者の氏名

武石正博

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田川町水尻74番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、不登校をはじめ問題を抱える子どもたちと家族に対して、子どもの社会的自立と家庭の安定に関する事業を行い、子どもと家庭の保健・福祉の向上と地域住民が安心・安全に暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300343	アイトワケアサービス	新宮市蓬萊3丁目6番21号	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	合同会社アイトワ	新宮市高田652-2	平成25.8.31

和歌山県告示第1127号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012200212	さくらホームヘルプサービス	田辺市下三栖1471-10	同行援護	特定無し	有限会社エス・オー・イー	田辺市下三栖1471-10	平成25.9.1

和歌山県告示第1128号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
和歌山県立医科大学 附属病院紀北分 院	伊都郡かつらぎ町妙寺219	眼科に関する医療	泉谷愛	平成 25.9.1

和歌山県告示第1129号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
とらや薬局	田辺市上の山二丁目30-17	稲田卓史	平成 25.9.1

和歌山県告示第1130号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「ALADDIN X Premium」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「BLACK POWER ENDLESS ZERO ONE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「EMO AUTOROUTE 3GR 11」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「HEAVEN Platnum 11」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Hi Kick」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Sexual GOLD Infinity ZERO ONE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Speed 55 inspire New」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

平成25年9月6日

和歌山県告示第1131号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ホームプラザナフコ和歌山有田店

和歌山県有田市糸我町中番1番地

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成25年和歌山県告示第416号

3 意見の概要

特になし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2355-1）

有田市産業振興課（有田市箕島50番）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成25年9月6日から同年10月7日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1132号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 岩出市根来字西風吹2273の1・字東風吹2272の1（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図は、省略し、その図面を和歌山県庁及び那賀振興局並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。」）

和歌山県告示第1133号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、平成25年8月29日次のとおり第五種共同漁業権に係る遊漁規則を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から平成25年10月7日まで縦覧に供する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業権者		漁業権の 免許番号	遊漁規則の 施行の日
名称	住所		
紀ノ川漁業協同組合	和歌山県紀の川市桃山町市場547番地4	和内共第2号	平成25年9月1日
		和内共第37号	
貴志川漁業協同組合	和歌山県海草郡紀美野町神野市場266番地の1	和内共第3号	平成25年9月1日
		和内共第38号	
玉川漁業協同組合	和歌山県伊都郡九度山町大字河根145番地の5	和内共第4号	平成25年9月1日
有田川漁業協同組合	和歌山県有田郡有田川町大字徳田113番地の9	和内共第6号	平成25年9月1日
		和内共第39号	
日高川漁業協同組合	和歌山県日高郡日高川町大字松瀬字西川310番地	和内共第13号	平成25年9月1日
		和内共第15号	
切目川漁業協同組合	和歌山県日高郡印南町大字印南2265番地の4	和内共第16号	平成25年9月1日
南部川漁業協同組合	和歌山県日高郡みなべ町谷口308番地の1	和内共第17号	平成25年9月1日
富田川漁業協同組合	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬719番地の2	和内共第18号	平成25年9月1日
		和内共第19号	
日置川漁業協同組合	和歌山県西牟婁郡白浜町安居13番地	和内共第20号	平成25年9月1日
古座川漁業協同組合	和歌山県東牟婁郡古座川町高池680番地の1	和内共第26号	平成25年9月1日
		和内共第27号	
		和内共第28号	
七川漁業協同組合	和歌山県東牟婁郡古座川町下露321番地	和内共第29号	平成25年9月1日
太田川漁業協同組合	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字南大居1040番地	和内共第33号	平成25年9月1日
熊野川漁業協同組合	和歌山県新宮市熊野地2丁目8番地1号	和内共第1号	平成26年1月1日
		和内共第34号	平成25年9月1日
		和内共第35号	
		和内共第36号	
三重熊野川漁業協同組合	三重県南牟婁郡紀宝町鮎田354番地	和内共第1号	平成26年1月1日
熊野川鶴殿漁業協同組合	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿1999番地10	和内共第1号	平成26年1月1日
北山川神川漁業協同組合	三重県熊野市神川町神上860番地	和内共第1号	平成26年1月1日
十津川村漁業協同組合	奈良県吉野郡十津川村大字重里829番地	和内共第1号	平成26年1月1日

和歌山県告示第1134号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき由良町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成25年8月23日から同年10月22日まで

3 作業地域 和歌山県日高郡由良町の一部

和歌山県告示第1135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三田三葛線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市和田字静火501番3地先から同市和田字南前461番1地先まで	新	24.00 } 26.75	424.54	

和歌山県告示第1136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山内恋野線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
橋本市隅田町芋生字鳥井戸21番4地先から同市隅田町芋生字鳥井戸21番2地先まで	旧	4.98 } 7.82	60.73	
同上	新	5.13 } 11.74	58.80	

和歌山県告示第1137号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道
路線名 山内恋野線

供用開始の区間 橋本市隅田町芋生字鳥井戸21番4地先から同市隅田町芋生字鳥井戸21番2地先まで
供用開始の期日 平成25年9月6日

和歌山県告示第1138号

宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第65条第2項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 日時 平成25年9月17日（火）午前10時から
- 2 場所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階 1-B会議室
- 3 被聴聞者（宅地建物取引業者）
 - (1) 商号 丸高不動産
 - (2) 代表者氏名 高橋忠雄
 - (3) 事務所所在地 和歌山県和歌山市金谷971番地
 - (4) 免許証番号 和歌山県知事（13）第703号
 - (5) 免許年月日 平成24年10月30日

選挙管理委員会告示**和歌山県選挙管理委員会告示第89号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年9月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
宮本正信後援会	代表者	田中武男	山下哲生	平成25.7.5	政治団体	
上田勝之後援会	代表者	村上恵美子	上田栄子	平成25.7.11	政治団体	
ひろひさ会	主たる事務所の所在地	和歌山市手平2-5-45	和歌山市三沢町3-8-2 三沢第9団地407号	平成25.7.16	政治団体	
岡本庄三後援会	主たる事務所の所在地	日高郡印南町山口667	日高郡印南町山口756	平成25.7.16	政治団体	
自由民主党和歌山県港湾支部	代表者	東宗弘	東哲次	平成25.7.24	政党	

和歌山県選挙管理委員会告示第90号

平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙（和歌山県選挙区）における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年9月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年7月21日執行 参議院議員通常選挙(和歌山県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 34,621,400円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	久保 美也子	所属党派	幸福実現党	期間	3月8日から 7月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	久保 美也子					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	14,080円	
幸福実現党和歌山県本部	政治団体	210,000円	家屋費	233,013円	
幸福実現党	政治団体	4,000,000円	選挙事務所費	233,013円	
幸福実現党	政治団体	3,000,000円	集会会場費	円	
その他の寄附	件	円	通信費	円	
その他の収入		円	交通費	5,507円	
今回計		7,210,000円	印刷費	1,055,055円	
前回計		円	広告費	456,677円	
総計		7,210,000円	文具費	2,185円	
			食糧費	円	
			休泊費	49,000円	
			雑費	441,891円	
			今回計	2,257,408円	
			前回計	円	
			総計	2,257,408円	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	円

報告書受理年月日	平成25年7月30日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	久保 美也子	所属党派	幸福実現党	期間	7月31日から 8月1日まで	第2回分
出納責任者氏名	久保 美也子					

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	円	
		円	家屋費	2,607円	
			選挙事務所費	2,607円	
			集会会場費	円	
その他の寄附	件	円	通信費	円	
その他の収入		円	交通費	円	
今回計		円	印刷費	円	
前回計		7,210,000円	広告費	円	
総計		7,210,000円	文具費	円	
			食糧費	円	
			休泊費	円	
			雑費	11,256円	
			今回計	13,863円	
			前回計	2,257,408円	
			総計	2,271,271円	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	円
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
	計	円

報告書受理年月日	平成25年8月5日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	世耕 弘成	所属党派	自由民主党	期間 6月17日から 8月2日まで	第1回分
出納責任者氏名	貴志 宣昭				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	987,000 円	
自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部	政党	5,451,807 円	家屋費	2,332,270 円	
			選挙事務所費	2,317,010 円	
			集会会場費	15,260 円	
			通信費	239,863 円	
			交通費	14,650 円	
			印刷費	1,640,520 円	
			広告費	1,249,711 円	
			文具費	103,254 円	
			食糧費	236,631 円	
その他の寄附	件	円	宿泊費	410,570 円	
その他の収入		円	雑費	433,319 円	
今回計		5,451,807 円	今回計	7,647,788 円	
前回計		円	前回計	円	
総計		5,451,807 円	総計	7,647,788 円	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	252,000 円
	ビラの作成	340,200 円
	ポスターの作成	1,048,320 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105 円
	計	2,195,981 円

報告書受理年月日	平成25年8月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	原 矢寸久	所属党派	日本共産党	期間 6月1日から 7月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	野尻 富子				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	円	
日本共産党和歌山県委員会	政党	854,046 円	家屋費	248,224 円	
			選挙事務所費	248,224 円	
			集会会場費	円	
			通信費	35,027 円	
			交通費	51,834 円	
			印刷費	1,523,760 円	

その他の寄附	件	円	広告費	294,100 円
その他の収入		円	文具費	8,454 円
今回計	854,046 円		食糧費	197,509 円
前回計	円		休泊費	250,625 円
総計	854,046 円		雑費	62,373 円
			今回計	2,671,906 円
			前回計	円
			総計	2,671,906 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	277,200 円
	ビラの作成	546,000 円
	ポスターの作成	700,560 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	153,900 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	95,200 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	45,000 円
	計	1,817,860 円

報告書受理年月日	平成25年8月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
紀の川都市計画道路（3・5・9号松井石町線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
和歌山県紀の川市深田字竹ノ鼻
変更する部分
和歌山県紀の川市松井字這原
粉河字這原、西鳥居
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
紀の川市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成25年9月6日から同月20日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

紀の川都市計画道路（3・5・3号打田線）

紀の川都市計画道路（3・5・4号打田重行線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県紀の川市打田 字小門、福垣内、楽池

久留壁字八反田

東大井字正覚、東山、角田、八千堂

南勢田字五明、杉ノ尾

北大井字大東、車池

北勢田字角矢

重行 字東平尾、西平尾、東柳原、西柳原、東中原、石原

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

紀の川市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年9月6日から同月20日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成25年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（3・4・6号南港山東線）

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

和歌山県和歌山市西 字淀

森小手穂字南沖田

寺内 字南沖田

吉礼 字五郎山、中彦地、芝本

変更する部分

和歌山県和歌山市朝日字芝添、大坪

削除する部分

和歌山県和歌山市江南 字芦原

馬場 字蓮田、森野

相坂 字西広見、東広見

井戸 字打田、谷山
 吉礼 字大石灰、薄葉、藤ノ井、又二、八ッ井、楠溝、菖蒲谷、杉尾
 口須佐 字森山、杉尾、中橋
 伊太祁曽字森崎、森ノ前、宮ノ前、高橋、生平
 山東中 字西川向、川南、東川向
 永山 字白岩口、下ヶ門

- 3 都市計画の案の縦覧場所
 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
 和歌山市まちづくり局都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
 平成25年9月6日から同月20日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成25年7月31日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年9月6日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 岸 本 健
 和歌山県監査委員 森 礼 子

1 監査対象事業会計及び監査実施年月日

監 査 対 象 事 業 会 計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	平成25年7月31日
和歌山県工業用水道事業会計	〃
和歌山県土地造成事業会計	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

(ア) 医業収益の過年度未収金については、平成24年度末で約2,993万円となり、前年度に比し、若干増加している。

今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 固定資産台帳において、小型貨物自動車1台分の登載漏れがあったほか、機械備品について年間償却額等の記載誤りがあったので、適正に管理されたい。

イ 和歌山県工業用水道事業会計

郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認等がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県土地造成事業会計

(ア) 保有土地の販売については、雑賀崎工業団地で3,888㎡、西浜工業団地で10,805㎡、北勢田第2工業団地で19,031㎡の売却を行い努力されているが、平成24年度末現在、未処分地が553,286㎡

(事業用借地権設定契約部分75,719㎡を含む。)となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。

(イ) 日高港工業団地土地賃貸借契約に伴う公有財産貸付料について、159,375円が未納となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の事業会計について、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。